

不適合管理委員会報告情報
平成18年2月28日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障 (技術基準に適合する場合) ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

平成18年2月28日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：

No.	号機等	不適合件名	備考
1	1号機	非常用ディーゼル発電機(1A)用潤滑油プライミングポンプ出口圧力指示計(PI-13-6)の点検時、継手部より油のにじみが認められたため、当該部を修理	
2	1号機	所内ボイラ重油流量積算計の出口圧力指示計(PI-75-L33)の点検時、検出元弁ハンドルの外れが認められたため、検出元弁を交換	
3	1号機	制御棒駆動機構水圧系加温装置入口圧力指示計(PI-302-231)の点検時、テスト弁ハンドルの外れが認められたため、ハンドルを取付け	
4	1号機	タービン建屋換気空調系冷却装置用冷水ポンプ(A)の点検時、ケーシングボルト及びナットに腐食が認められたため、当該ボルト及びナットを交換	
5	1号機	復水脱塩装置の導電率記録計において、打点3(NO. 3塔出口導電率)の打点不良が認められたため、当該記録計を点検・修理	
6	2号機	廃棄物処理系廃液ろ過器プリコートポンプウェアリングの浸透探傷検査時、廻り止め溶接部(3箇所)に線状指示模様が認められたため、当該部を修理	
7	2号機	逆洗弁ピット水中ポンプ吐出圧力指示計(PI-54-5)の点検時、指針に曲がりやが認められたため、当該計器を交換	
8	3号機	原子炉水位/原子炉圧力記録計(LR/PR-6-97)において、原子炉水位に指示不良(ダウンスケール)が認められたため、当該記録計を点検・校正	
9	3号機	制御棒駆動水圧ユニット(46-19)Uシールドレン弁(V-150)において、弁ストッパーの破損が認められたため、弁ストッパーを点検・修理	

その他:

No.	号機等	不適合件名	備考
10	4号機	タービン建屋2階加熱蒸気系の配管(HS-61)において、詰まりの可能性が認められたため、当該配管を点検・清掃	
11	4号機	残留熱除去系補給水ライン圧力調整弁の出口弁(V-10-268)において、バルブロックピンの破損が認められたため、バルブロックピンを交換	
12	4号機	給水加熱器(4C)ドレン弁(V-32-5123C-1・2)において、シートリークが認められたため、対応検討	
13	4号機	原子炉格納容器漏えい率検査時、「原子炉格納容器換算漏えい率計算記録」に記載の換算式に誤記が認められたため、誤記を訂正	
14	5号機	原子炉給水ポンプ用軸受温度記録計(TRS-52-2)において、アラームユニットランプの誤点灯が認められたため、当該記録計を点検・修理	
15	6号機	協力事業者による溶接施工記録確認作業において、溶接士の一人が、溶接士技能資格更新の際、登録安全管理審査機関の確認は受けていたが、当社の要求事項である日本溶接協会の確認を受けていないことが認められたため、対応検討	
16	6号機	制御棒駆動水圧ユニット弁の点検時、逆止弁のボール(計98個)に軽微な傷が認められたため、当該ボールを交換	
17	6号機	復水器水室出入口弁圧力検出元弁点検時、弁接続配管に損傷が認められたため、当該配管を交換	
18	6号機	復水器水室出入口弁圧力検出元弁点検時、弁体及び弁座シート面(計12台)に腐食が認められたため、弁一式を交換	
19	6号機	制御棒駆動水ポンプ(A)の点検時、スラスト側軸受の摺動部に磨耗が認められたため、当該摺動部品を交換	
20	6号機	原子炉再循環MGセット建屋局所空調機(A・B)の点検時、カップリング側のシャフトとキーの間隙に許容値外れが認められたため、キー及びカップリングを交換	
21	6号機	試料採取系給水ポンプ出口溶存水素変換器(DH2IT-P33-11)の点検時、誤差率に精度外が認められたため、当該計器を修理	
22	6号機	搬出物品測定時、許容値超え(1件)が認められたため、除染・再測定後搬出	
23	6号機	制御棒切断作業において、身体汚染(1件)及び物品の汚染(1件)が認められたため、注意を喚起及び関係者へ周知	

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。
 電 話: 0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで